

小規模事業者が**商工会と一体**となって取り組む、  
**販路開拓**に必要な**費用の3分の2**を補助します。



補助上限  
50万円

- ・75万円以上の補助対象経費に対して50万円を補助します。
- ・75万円未満の補助対象経費に対して3分の2を補助します。

**受付締切**

平成30年5月18日(金)

**事業実施期間**

交付決定日～平成30年12月31日(月)

**販路開拓につながる様々な取組みに活用できます！**



※従業員の賃金を引き上げる取組み・買物弱者対策の取組み・海外展開の取組みについては、150万円の経費に対してその3分の2の100万円を補助上限とします。

※複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が100万円～500万円となります。(連携する小規模事業者数によります)

**対象事業者**

会社および個人事業主であり常時使用する従業員の数が一定以下の商工業者



卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業、製造業その他	20人以下

補助金の採否については事業の有効性などの観点から審査があります。申請の際は、最寄りの商工会による事業支援計画書が必要となります。商工会に、補助金申請に必要な書類をお持ちいただき、事業支援計画書の交付を受け、提出してください。(締切までに十分な余裕をもって、お早目にお越しく下さい)

**まずは最寄りの商工会にご相談ください！**



浅羽町商工会 TEL : 0538-23-2440

URL : <http://www.asaba.or.jp/asaba-s/>